

令和 8 年第 1 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 5 号 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 7 号）中所管…………… P 2
- 2 議案第 1 0 号 令和 7 年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 1 号）…………… P 6
- 3 議案第 6 4 号 指定管理者の指定について（亥鼻公園集会所）…………… P 7
- 4 議案第 5 9 号 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正に
ついて…………… P 1 1
- 5 議案第 6 0 号 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について…………… P 1 3

議案第5号

令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管 官民連携まちづくり事業ほか

1 歳入歳出予算の増額補正

（1）国の補正予算を活用した増額補正

ア 補正理由

国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため増額補正を行うものです。

イ 補正額

750,382千円

（うち都市部 48,700千円、建築部 607,382千円、
公園緑地部 94,300千円）

ウ 内訳

（款）土木費 （項）都市計画費、住宅費

（単位：千円）

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	官民連携まちづくり （ウォークアブル推進）事業	千葉公園通り道路改修工事	10,000	国費	5,000
				市債	5,000
2	寒川第一土地区画整理事業	新田町村田町線道路築造工事 他	30,000	国費	15,000
				市債	15,000
3	盛土規制法基礎調査事業	盛土規制法に基づく基礎調査（応急 対策の必要性判断）	8,700	国費	4,350
				一財	4,350
4	市営住宅計画修繕事業	外壁改修工事 屋上防水改修工事 外壁改修実施設計	607,382	国費	203,096
				市債	353,000
				一財	51,286
5	公園再整備事業 （身近な公園のリフレッシュ推進）	老朽化した遊具の交換 2公園 2基	8,300	国費	2,300
				市債	6,000
6	公園再整備事業 （公園トイレの快適化）	トイレの建替え工事 2公園 2棟	86,000	国費	38,000
				市債	48,000
合 計			750,382	国費	267,746
				市債	427,000
				一財	55,636

(2) 港湾費・都市計画費の増額補正

ア 補正理由

次の理由で増額補正を行うものです。

No.	事業名	増額理由
1	千葉都市モノレール基金積立金	当初予算時点より運用益が増えるため。
2	千葉港整備事業負担金	千葉港整備に係る千葉県の事業費が確定したため。
3	マリスタジアム基金積立金	当初予算時点では寄附金の予算見積が困難であるため。
4	緑と水辺の基金積立金	

イ 補正額

135,593千円

(うち都市部 85,067千円、公園緑地部 50,526千円)

ウ 内訳

(款) 土木費 (項) 港湾費、都市計画費

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	千葉都市モノレール基金積立金	千葉都市モノレール基金への運用益の積立	1,592	その他	1,592
2	千葉港整備事業負担金	出洲栈橋設置工 等	83,475	市債	66,000
				一財	17,475
3	マリスタジアム基金積立金	マリスタジアム基金への寄附金の積立	28,205	その他	28,205
4	緑と水辺の基金積立金	緑と水辺の基金への寄附金の積立	22,321	その他	22,321
合 計			135,593	市債	66,000
				その他	52,118
				一財	17,475

補正予算書 P.12~13

2 繰越明許費の補正

(1) 補正額及び概要

2,337,754千円

(うち都市部 923,197千円、建築部 726,819千円)

公園緑地部 687,738千円)

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	理由
1	(再掲) 官民連携まちづくり (ウォークアブル推進) 事業	千葉公園通り道路改修工事	72,310	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。 千葉公園通り道路改修工事において、関係者との協議調整に不測の日数を要したことから、令和7年度内の完成が見込めなくなったため。
2	(再掲) 千葉港整備事業負担金	出洲栈橋設置工 等	28,775	千葉県が実施している港湾整備事業において、関係者との協議調整に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
3	中央公園・通町公園の連結 強化事業	通町公園東区域再整備工 事、建物補償費	240,109	公園再整備に係る資材の調達及び公園予定地の建物移転に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
4	(再掲) 寒川第一土地区画整理事業	道路築造工事 水道移設補償 他	430,530	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。 水道の移設等に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
5	東幕張土地区画整理事業	建物移転調査 下水道排水施設工事 建物移転補償 ガス移設負担金	142,773	権利者及び事業者等との調整に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
6	(再掲) 盛土規制法基礎調査事業	盛土規制法に基づく基礎調 査(応急対策の必要性判 断)	8,700	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。
7	(再掲) 市営住宅計画修繕事業	外壁改修工事 屋上防水改修工事 外壁改修実施設計	726,819	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。
8	公園再整備事業 (稲毛海浜公園のリニューアル)	基盤整備 サイン及びベンチ設置	69,000	改修内容等の検討及び関係者との調整に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
9	(再掲) 公園再整備事業 (身近な公園のリフレッシュ推進)	遊具交換 バリアフリー化改修	58,300	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。 地中埋設物の撤去に不測の日数を要したため。
10	(再掲) 公園再整備事業 (公園トイレの快適化)	トイレの建替え工事	86,000	国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるため。
11	公園維持管理事業 (椿森緑地)	法面对策工事	100,000	隣接者との協議に不測の日数を要したことから、令和7年度内の業務完了が困難となったため。

12	公園維持管理事業 (蘇我スポーツ公園)	給水設備改修工事	26,730	関係機関との協議・調整に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
13	公園維持管理事業 (フクダ電子アリーナ)	トイレ洋式化修繕	14,115	施工方法の検討及び関係機関との調整に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
14	公園維持管理事業 (大田切公園)	復旧工事	6,974	資材の調達に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
15	公園維持管理事業 (菰池公園)	復旧工事	14,133	処分土に混入した異物の処理等に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
16	公園維持管理事業 (有吉公園)	法面对策工事	166,390	施工方法の検討及び関係者との調整に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
17	公園整備事業 (あすみが丘東2丁目房谷公園)	整備工事	130,000	関係機関との協議・調整に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。
18	公園整備事業 (都川水の里公園)	用地取得 移転補償	16,096	地権者の家屋移転に不測の日数を要したこと等から、令和7年度内の業務完了が困難となったため。

補正予算書 P.16

3 債務負担行為の追加

(1) 補正理由

亥鼻公園集会所の指定管理者を令和8年4月から指定するにあたり、基本協定書を年度内に締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものである。

(2) 補正概要

(単位：千円)

事項	期間	限度額
亥鼻公園集会所施設管理運営	令和8年度～令和12年度	59,926

議案第10号

令和7年度

千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

1 繰越明許費の補正

259,473千円

(1) 補正額及び概要

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	理由
1	検見川・稲毛地区 土地区画整理事業	区画道路築造工事 上水道新設負担金 建物移転補償 ガス供給施設移設補償	259,473	先行工事と移転計画の遅延等により、令和7年度内の業務完了が困難となったため。

議案概要

所属名 公園緑地部公園管理課

議案番号 第64号

議案件名 指定管理者の指定について（亥鼻公園集会所）

議案書 P189

1 提案理由

亥鼻公園集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 施設の名称及び所在地

- ア 名称 亥鼻公園集会所
- イ 所在地 千葉市中央区亥鼻1丁目6番

(2) 指定管理者の名称等

- ア 名称 株式会社ロフトワーク
- イ 所在地 東京都渋谷区道玄坂1丁目22番7号
- ウ 代表者 代表取締役 諏訪 光洋

(3) 指定管理期間

- ア 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(4) 申請者数及び名称等

- ア 申請者数 4団体
- イ 申請者
 - (ア) 株式会社マイファーム
所在地：京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1階
 - (イ) 株式会社ロフトワーク
所在地：東京都渋谷区道玄坂1丁目22番7号
 - (ウ) 亥鼻公園集会所運営事業体
代表団体：株式会社塚原緑地研究所
所在地：千葉市美浜区高洲3丁目11番3号
構成団体：株式会社やます
所在地：市原市国分寺台中央7丁目16番地2
 - (エ) いのはな公園まちづくりコンソーシアム
代表団体：特定非営利活動法人まちづくり千葉
所在地：千葉市中央区中央3丁目12番12号
構成団体：Circle win 合同会社
所在地：千葉市若葉区野呂町1583番地187

(5) 選定経過

令和7年	7月30日	第2回都市局指定管理者選定評価委員会（公園部会）開催
	8月8日	選定要項・管理運営の基準等を公表
	9月19日	申請書の提出期限（応募者なし）
	11月14日	選定要項・管理運営の基準等を公表（再公募）
	12月15日	申請書の提出期限
令和8年	1月14日	第4回都市局指定管理者選定評価委員会（公園部会）開催
	1月16日	都市局指定管理者選定評価委員会の答申を受理
	1月22日	指定管理予定候補者の選定、選定結果通知
	1月27日	指定管理予定候補者と仮協定締結

(6) 選定理由

千葉県都市局指定管理者選定評価委員会が審議した答申を踏まえ、指定管理者として施設の管理を適切かつ確実に行うことができるものと判断したため。

(7) 指定管理者選定評価委員会の答申の概要・審査結果

ア 指定管理予定候補者とすべき者

株式会社ロフトワーク

イ 指定管理予定候補者の選定理由

- ・審査項目の合計点が最も高いものである。
- ・新たな視点からの事業展開やイベントに関する提案がなされており、施設の新たな価値の創出が期待できる点を高く評価する。

ウ 審査結果

団体名	得点（170点満点）	結果
株式会社ロフトワーク	131.4点	第1順位
亥鼻公園集会所運営事業体	124.2点	第2順位
いのはな公園まちづくりコンソーシアム	106.2点	第3順位
株式会社マイファーム	94.0点	

※詳細は別紙1（採点結果）のとおり

(8) 都市局指定管理者選定評価委員会（公園部会）委員構成

氏名	役職	備考
永嶋 久美子	弁護士	部会長
観音寺 拓也	株式会社ちばぎん総合研究所調査部副部長	副部会長
加藤 未佳	日本大学生産工学部創生デザイン学科教授	
木下 剛	千葉大学大学院園芸学研究科教授	
関根 秀子	税理士	

(9) 指定管理者の概要

ア 名称	株式会社ロフトワーク
イ 設立時期	平成12年2月17日
ウ 資本金	26,875千円
エ 従業員数	170人
オ 事業内容	・webサイトを中心とするデジタルコンテンツの企画、設計 ・コミュニティ施設の立上げ、運営 ・コミュニティカフェの運営 など

カ 主な施設管理の実績

(ア) 飲食店の運営

施設名称：FabCafe（ファブカフェ）

展開拠点：国内6か所（東京・大阪・京都・名古屋・飛騨・富士吉田）

施設の特徴：デジタル工作機器を備え、地域性を反映した内装・メニュー・物販・イベントを展開するカフェ

(イ) 集会施設の管理運営

施設名称：Common Nexus（コモンネクサス）

所在地：愛知県名古屋市千種区不老町（地下鉄名城線 名古屋大学駅直結）

施設概要：ホール、会議室、展示エリア等を備えた約7,000㎡規模の集会施設

業務内容：施設管理、利用調整、設備点検、企画支援等

期間：令和7年4月～令和9年3月

施設所有者：国立大学法人「東海国立大学機構」

※名古屋大学および岐阜大学を法人統合した国立大学法人

亥鼻公園集会所 指定管理区域図



都市局指定管理者選定評価委員会(公園部会)における採点結果【亥鼻公園集会所】

大項目 指定の 基準	大項目 配点	審査項目	配 点	マイファーム					ロフトワーク					亥鼻公園集会所運営事業体					いのはな公園まちづくり コンソーシアム								
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均点
				点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数	点数
こもを平1 との確等 で保な市 あす利民 る用の	5	(1) 管理運営の基本的な考え方	5	1	3	5	4	3	3.20	4	5	5	5	5	4.80	3	4	5	4	3	3.80	1	3	5	3	3	3.00
す2るこ 施設と の管理を 安定して 行う能力を 有	45	(1) 同種の施設の管理実績	5	2	2	2	2	2	2.00	0	0	0	0	0	0.00	4	4	4	4	4	4.00	1	1	1	1	1	1.00
		(2) 団体の経営及び財務状況	10	5	5	2	5	5	4.40	10	10	7	10	7	8.80	2	2	2	2	5	2.60	5	5	2	2	5	3.80
		(3) 管理運営の執行体制	5	3	4	4	4	3	3.60	5	4	4	5	3	4.20	4	4	4	5	3	4.00	1	3	4	3	3	2.80
		(4) 必要な専門職員の配置	5	3	3	4	4	3	3.40	3	5	4	5	3	4.00	3	4	4	4	3	3.60	3	3	4	3	3	3.20
		(5) 業務移行体制の整備	5	3	3	4	4	3	3.40	4	5	4	5	3	4.20	4	4	4	4	3	3.80	1	3	4	4	3	3.00
		(6) 従業員の管理能力向上策	5	3	3	4	4	3	3.40	4	5	4	4	3	4.00	3	4	4	4	3	3.60	1	3	4	3	3	2.80
		(7) 施設の保守管理の考え方	5	3	4	1	5	3	3.20	3	4	4	4	3	3.60	3	4	4	3	3	3.40	1	4	4	3	3	3.00
		(8) 設備及び備品の管理、清掃、整備等	5	3	3	4	4	3	3.40	4	4	4	5	3	4.00	3	4	4	4	3	3.60	1	4	4	4	3	3.20
な及な3 いば管 こそす理 施におに 設そ支の れ障違が を正	10	(1) 関係法令等の遵守	5	3	4	4	4	3	3.60	4	4	4	5	3	4.00	3	4	4	4	3	3.60	3	3	4	4	3	3.40
		(2) リスク管理及び緊急時の対応	5	3	4	4	5	3	3.80	4	4	4	4	3	3.80	3	4	4	4	3	3.60	3	3	4	3	3	3.20
と4 施設の 効用を最 大限発揮 するもの であるこ	50	(1) 開館時間、休館日の考え方	5	4	4	3	5	3	3.80	4	4	4	5	3	4.00	4	4	5	5	3	4.20	3	4	4	3	3	3.40
		(2) 利用料金の設定及び減免の考え方	5	3	4	3	5	3	3.60	4	4	4	5	3	4.00	4	4	4	5	3	4.00	3	4	4	5	3	3.80
		(3) 施設利用者への支援計画	5	3	4	1	4	3	3.00	5	4	5	4	3	4.20	4	4	4	4	3	3.80	1	4	4	3	3	3.00
		(4) 施設の利用促進の方策	10	2	6	2	8	6	4.80	10	10	10	10	10	10.00	8	6	8	8	6	7.20	2	6	8	6	6	5.60
		(5) 利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	3	4	1	4	3	3.00	4	4	4	4	3	3.80	3	4	4	4	3	3.60	3	4	4	4	3	3.60
		(6) 施設の事業の効果的な実施	5	3	3	1	3	3	2.60	5	5	5	5	5	5.00	4	4	4	3	3	3.60	1	4	4	4	3	3.20
		(7) 成果指標の数値目標達成の考え方	5	1	3	3	4	3	2.80	4	5	5	5	3	4.40	3	4	4	4	3	3.60	3	4	4	3	3	3.40
		(8) 自主事業の効果的な実施	10	2	0	2	6	2	2.40	10	10	10	10	10	10.00	8	8	8	6	6	7.20	2	6	6	6	2	4.40
とも費理5 のをに で縮要施 あ減す設 るする経 管	30	(1) 収入支出見積りの妥当性	10	2	2	2	6	2	2.80	8	10	8	10	6	8.40	8	6	8	8	6	7.20	6	6	8	6	6	6.40
		(2) 管理経費(指定管理料)	20	15	15	15	15	15.00	12	12	12	12	12	12.00	20	20	20	20	20	20.00	20	20	20	20	20	20.00	
6 その他市 長が定め る基準	30	(1) 市内産業の振興	3	0	0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0.00	2	2	2	2	2	2.00	3	3	3	3	3	3.00	
		(2) 市内業者の育成	3	1	2	2	3	1	1.80	3	2	2	3	2	2.40	1	2	2	3	1	1.80	1	2	2	3	1	1.80
		(3) 市内雇用への配慮	3	3	3	3	3	3	3.00	1	1	1	1	1	1.00	3	3	3	3	3	3.00	3	3	3	3	3	3.00
		(4) 障害者雇用の確保	3	1	1	1	1	1	1.00	0	0	0	0	0	0.00	1	1	1	1	1	1.00	1	1	1	1	1	1.00
		(5) 施設職員の雇用の安定化への配慮	3	1	2	2	2	1	1.60	2	2	2	2	1	1.80	1	2	2	2	1	1.60	1	2	2	2	1	1.60
		(6) 特別提案	15	9	3	3	9	3	5.40	15	15	15	15	15	15.00	9	12	12	12	9	10.80	3	9	9	9	3	6.60
合 計			170	85	94	82	123	86	94.00	132	138	131	143	113	131.40	118	128	134	132	109	124.20	77	117	126	114	97	106.20

議案概要

所属名 都市部交通政策課

議案番号 第59号

議案件名 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

議案書 P177~178

1 改正の趣旨

近年、マンションなど共同住宅への荷さばき駐車需要が大きくなっているとして、本年4月1日施行の改正駐車場法施行令により、共同住宅は、駐車需要を生じさせる程度の大きいものとして「特定用途」に追加される。

これに伴い、共同住宅は「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の規定による「特定用途」に対する駐車施設附置の適用を受けることになるため、同日以降、共同住宅の新築等の際に附置の対象が拡大することになる（下記3を参照）。

建築物への駐車施設の附置義務については、地域の実情を踏まえ適切に定める必要があり、令和8年度に市内の共同住宅の駐車需要の実態を把握した上で、附置すべき対象や規模を検討する予定であるため、この間は、現在と同じ基準となるよう、共同住宅を特定用途から除く条例改正を行うものである。

2 特定用途とは

駐車場法第20条第1項で「劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの」と規定されており、駐車場法施行令第18条で具体的な用途が列挙されている。

【現行】劇場、映画館、観覧場、集会場、展示場、ホテル、料理店、飲食店、バー、ボーリング場、体育館、百貨店、事務所、病院、倉庫、工場など

3 現行の基準と特定用途としての基準の比較

(1) 商業地域・近隣商業地域の場合

	現行の基準	特定用途としての基準
一般車用駐車場	延床 3000 m ² 超が対象	延床 1500 m ² 超が対象
荷捌き用駐車場	対象外	延床 2000 m ² 超が対象
自動二輪駐車場	対象外	延床 1500 m ² 超が対象

(2) 周辺地区（幕張新都心豊砂地区、蘇我副都心臨海地区）の場合

	現行の基準	特定用途としての基準
一般車用駐車場	対象外	延床 2000 m ² 超が対象
荷捌き用駐車場	対象外	延床 2000 m ² 超が対象
自動二輪駐車場	対象外	延床 2000 m ² 超が対象

4 改正の内容（特定用途の変更）

条例第3条の2を「法第20条第1項に規定する特定用途（**共同住宅を除く。別表第1から別表第3までにおいて「特定用途」という。**）」に変更する。

5 施行期日

令和8年4月1日

6 今後のスケジュール（予定）

令和8年度 実態調査・適正な基準を検討

令和9年度 改正条例案の付議

令和10年度 改正条例施行

議案概要

所属名 建築部建築指導課・建築情報相談課

議案番号 第60号

議案件名 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について

議案書 P179~180

1 改正の趣旨

令和7年5月に「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」が一部改正され、耐震性不足等を理由にマンションの建替え等を行う場合、これまでの特定行政庁の許可による容積率の緩和に、高さ制限の緩和が追加された。

令和7年9月に「建築基準法施行令」が一部改正され、建築物の防火関係規制等の見直しにより条文における項が追加された。

このため、法改正による所要の改正や、条項ずれ等による規定の整備により、手数料を徴収する事務及び手数料の名称の変更を行うため、条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 法改正による所要の改正

ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係（条例別表 60の項）

耐震性不足等を理由にマンションの建替え等をする場合に、これまでの特定行政庁の許可による「容積率」の緩和から「容積率又は各部分の高さ」の緩和へ変更し、手数料を徴収するために、これに係る所要の改正を行う。

	改正前	改正後
手数料を徴収する事務	建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
手数料の名称	マンションの容積率の特例許可申請手数料	マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

(2) 規定の整備

ア 建築基準法施行令関係（条例別表 39の3の6の項）

施行令の改正による項ずれが生じたことから、条例で引用している部分について、規定の整備を行う。

イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係（条例別表 60の項）

法律の改正による法律名等の変更や条ずれが生じることから、条例で引用している部分について規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表39の3の6の項の改正規定は、公布の日から施行する。

【参考】

(1) 所要の改正

再生の円滑化等の推進(高さ制限の緩和)【マンション再生法】

背景・必要性

- マンションの建替えを円滑に進めるためには、**保留床の確保**などによる**区分所有者の負担軽減**を図り、**合意形成をしやすい環境を整備することが重要**。
- このため、**耐震性不足等のマンションの建替え**により、新たに建築されるマンションについて、特定行政庁の許可による**容積率の特例制度(マンション建替型総合設計制度)**を設けているものの、容積率の緩和にあたり、**高さ制限がネック**になる場合が存在。
※ 建築基準法における建築物の斜線制限、絶対高さ制限

改正法の概要

- 現行の容積率の特例に加え、**耐震性不足等のマンション(要除却等認定を受けたマンション)**の**建替え・更新**をする場合、**特定行政庁の許可による高さ制限の特例**を追加する。



(2) 規定の整備

ア 建築基準法施行令関係 新旧対照表

	改正前	改正後
手数料を徴収する事務	令第137条の12第 <u>6</u> 項	令第137条の12第 <u>11</u> 項
	令第137条の12第 <u>7</u> 項	令第137条の12第 <u>12</u> 項

イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係 新旧対照表

	改正前	改正後
手数料を徴収する事務	マンションの <u>建替え等</u> の円滑化に関する法律	マンションの <u>再生等</u> の円滑化に関する法律
	<u>法第105条第1項</u>	<u>法第163条の59第1項</u>
手数料の名称	要除却認定マンション	要除却等認定マンション
	マンションの建替えにより新たに建築されるマンション	マンションの建替え又は更新がされるマンション